

函館市医師会看護・リハビリテーション学院
令和5年度 新型コロナウイルス感染症対応ガイドライン

改訂 2023年 4月 1日

新型コロナウイルスが5月8日からインフルエンザと同様の「第5類」に分類されることとなりましたが、5月7日まで当ガイドラインに沿った感染対策を継続します。本ガイドラインは感染拡大防止に有効とされるものです。必ずよく読み、ご理解の上ご協力ください。

1. 感染拡大防止の対策

(1) 基本的な感染対策

- ・石鹼やアルコール消毒液で手指の清潔を保つ。
 - ・多くの人数が集まる集合空間では対面における距離を開ける
 - ・多くの人が密集する場所では近距離で大声で会話することを控える
- 以上の3つの条件が同時に重なるような場所に行くなど、感染拡大のリスクを高める行動により感染を拡大させることのないよう注意する。

※臨床実習を開始する2週間前から当学院の臨床実習感染対策ガイドライン遵守することになります。また実習施設での感染対策規程を遵守してください。これは新型コロナ感染症が第5類に移行した後もしばらくの間継続となります。

- ### (2) 登校の可否については、その時の政府要請に基づき健康状態に問題がないことを確認した上で認めることとなります。

※感染状況が悪化した場合は急遽授業形態をオンライン授業などに変更します。

- ### (3) 健康チェックシートを日常的に使用して体調管理をすること。

通学する際に健康状態シートにある体調不良等が現れた場合には学院(担任もしくはその他の教員)に電話連絡し、その旨を伝え、指示を仰いでください。普段にない体調不良がある場合は、無理をして登校せず、速やかに受診すること。

※上記を含め、それ以外にも不明なことがある場合は、学院に電話で連絡し担任に指示を仰いでください。

2. 日常の感染予防について

- (1) 30秒程度の時間をかけて流水と石鹼を使った丁寧な手洗い、うがいに努めてください。
また消毒用アルコール等による手指消毒を行うようにしてください。
- (2) 人と人の距離をとってください。
- (3) 会話する際は、可能な限り真正面を避けてください。
- (4) 発病したときのために、誰とどこで会ったかをできるだけ記録を残しておいてください。

3. 健康管理について

- (1) 普段から栄養バランスの取れた食事と休養をよく取り、体調管理に努めてください。
- (2) 普段から「健康状態観察シート」を用い毎朝、体温を測定し、倦怠感、咳、息苦しさ、喉の痛み、嗅覚・味覚異常、胃腸症状などを自身でチェックするようにしてください。

4. 感染症に罹患した場合あるいは感染が疑われる場合の対応

新型コロナウイルス感染症は、学校保健安全法に定める「第一種感染症」とみなされるため、登校禁止となります。新型コロナウイルス感染症と診断された場合には学院まで電話連絡してください。

(1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、完治するまで学校保健安全法第19条による出席停止(出席しなくてもよいと認めた日で欠席日数とはしない)となります。医療機関の指示に従ってください。

(2) 同居家族が陽性となり濃厚接触者となった場合。

5. 出席停止(公欠)について

(令和5年5月7日までの対応になります)

- ・新型コロナウイルス感染症に罹患した場合(PCR 検査陽性となった場合)・・・基本7日間
- ・家族が体調不良となった場合、学生本人(同居家族であっても)は休む必要はないが、但し、同居家族が PCR 検査陽性となった場合は速やかに帰宅し、濃厚接触者として待機となる。
- ・同居家族に陽性者がいる濃厚接触者となった場合、原則 5 日間待機6日目解除となりますが、薬事承認の抗原検査キットで陽性判明日の翌日を第 1 日目とした 2 日および 3 日目にそれぞれ検査を行い、どちらも陰性かつ無症状であれば待機解除となる。
- ・症状があり PCR 検査を行った日※この期間は「公欠」となる。

6. 濃厚接触の疑いのある人とは

感染者(臨床症状などから新型コロナウイルス感染症が疑われ、かつ検査により新型コロナウイルス感染症と診断された人)が発病した日の2日前以降に接触した人のうち、次の範囲に該当する人をいいます。

- (1) 感染者と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった方
- (2) 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者の世話をしていた新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接

触れた可能性が高い方

- (3) その他、手で触れることが可能な距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで「感染者」と15分以上接触があった方(患者の症状やマスクの使用状況などから患者の感染性を総合的に判断する)

7. 新型コロナウイルス感染症のような症状がある場合

学生、教職員等が発熱し、のどの痛みや咳、倦怠感などがある場合は、受診し医師の指示に従って下さい。受診に際し、医療機関から出される領収書をもらい後日学院に提出する事で出席停止扱いとします。出席停止期間中は、毎日、健康観察を行い、「健康状態観察シート」に記録してください。どのように対処すればよいかわからない場合、無理をして登校せず学院に電話連絡を行い指示に従って下さい。

8. その他

感染拡大の状況にもよりますが、学院内の授業中、急に発熱した場合には受講を中止し、帰宅して頂くことがあります。

9. 登校について

本人に症状がある、同居家族が陽性となり濃厚接触者となった場合は登校せずに自宅療養および待機となります。本人に新型コロナウイルス感染症にある症状が現れるなど体調不良で休む際には必ず学院に電話連絡をしてください。

(症状の例)

倦怠感、咳、息苦しさ、喉の痛み、嗅覚・味覚異常や手指や足指の抹消部にチアノーゼ症状を認めるなど、あきらかにいつもと身体状態が異なると感じた場合は学院に電話連絡をしてください。電話対応する職員の都合上、連絡は午前8時00分から8時30分の間をお願いします。

登校途中や授業中に体調不良を感じた際にも速やかにその旨を申し出て職員の指示をあおいで下さい。この際に熱発を認めれば、帰宅をお願いすることがあります。

以上

【連絡先】 函館市医師会看護・リハビリテーション学院

電話番号 0138-43-8282

業務時間 月曜日～金曜 8:00～17:00(土日祝は休みとなります)